

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

○把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長

いじめ対策組織の開催

【事実確認及び指導方針の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

教育委員会への報告

【いじめへ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童への指導
- スクールカウンセラー等の派遣要請
- 関係機関への相談（教育委員会，旭川市子ども総合相談センター，旭川児童相談所，警察等）

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させる等，謝罪の気持ちを醸成させる <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等，いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭訪問等により，その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 当該児童生徒及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意し，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（※解消の2要件を踏まえる）

【再発防止に向けた取組】

○原因の詳細な分析

- 事実の整理，指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなど外部の専門家等による助言

○学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施

○教育内容及び指導方法の改善・充実

- 児童の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の見直し
- 豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を高める指導など，授業改善の取組

○家庭，地域との連携強化

- 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 保護者アンケート，学校関係者評価等に基づく学校評価の実施
- P T A活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

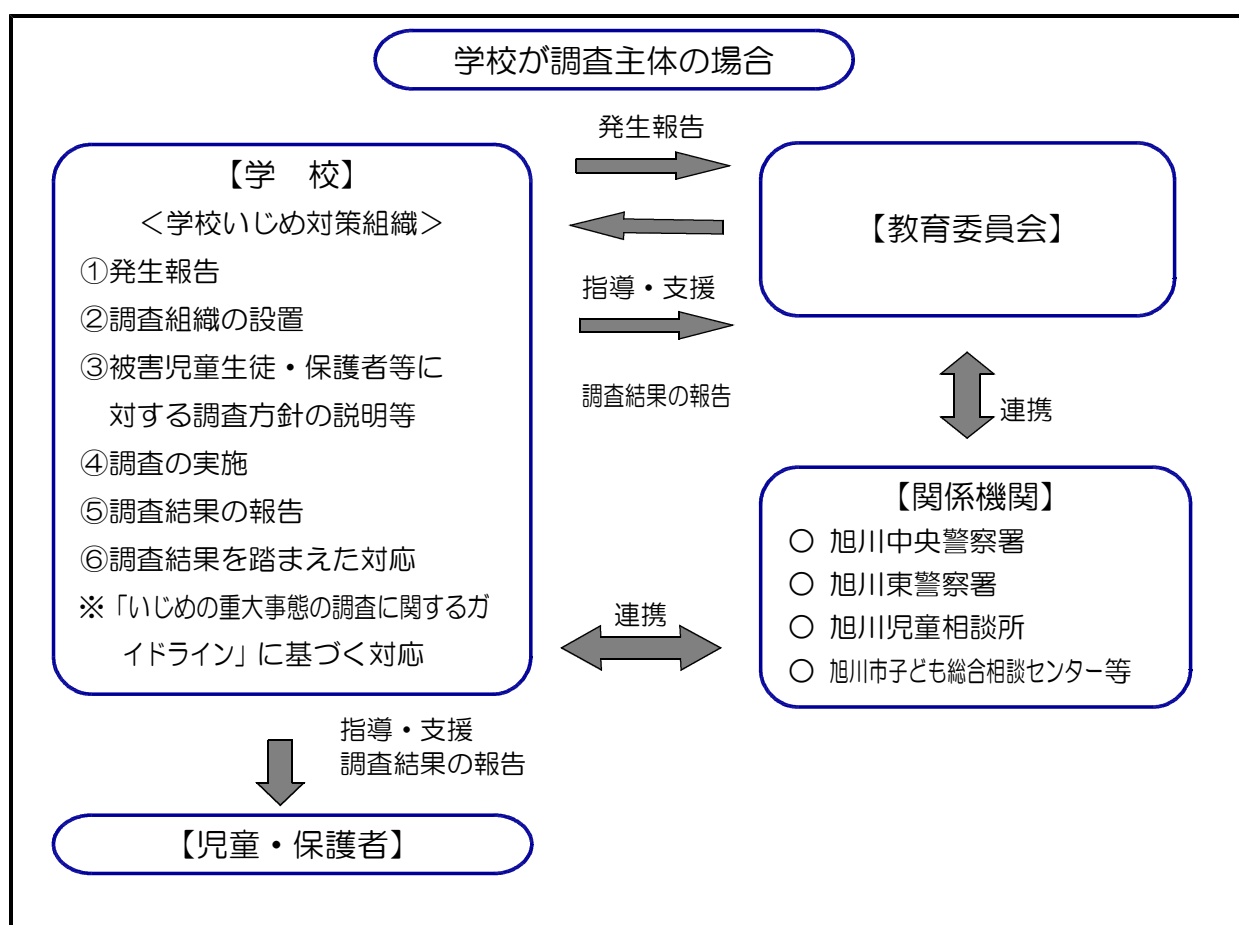
学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処する。

○学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。

○教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。

○重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。

○調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。

○いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

○日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。

○学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。

○不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて関係機関に適切な援助を求める。

保護者の役割

○保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、児童生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。

○保護者は、その保護する児童生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

V 学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組 [] は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童、保護者への説明内容の検討 ○児童に関する学校間の情報交流(授業参観等) ○ふれ合い活動の推進(通年) ○学校ネット・トロール(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ・ほっと実施方法の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計、分析 ○生徒指導事例研修① <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に関する情報交換 ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査① ○教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ○児童に関する学校間の情報交流(授業参観等) ○市教委いじめに関する実態調査① 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題に関する校内研修の内容検討及び準備、運営 ○いじめの問題に関する校内研修 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての遠慮 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○全校集会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅宣言 ・「いじめ根絶五七五」等 ○読み聞かせ(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケート調査① ○いじめ・非行防止強調月間① ○ボランティア活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめアンケート調査① ○各種調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ほっと、Q-U等 ○全校遊び(児童会本部) 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) ○ボランティア活動の実施
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発 ○家庭訪問 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関する情報収集(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導事例研修②の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○児童に関する学校間の情報交流(授業参観等) ○校下小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導事例研修②の運営 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○生徒指導事例研修② <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に関する情報交換 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談② 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○学校評価 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関する取組についての点検 ○市教委いじめに関する実態調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組についての点検・評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止・生徒指導委員会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○校下小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・進学に伴う情報交換 等 ○市教委いじめに関する実態調査③
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・非行防止強調月間② ○ふれあいコンサート 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケート調査② ○全校遊び(児童会本部) 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめアンケート調査② ○全校遊び(保体委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○なわとび集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり集会
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○参観日における道徳の授業公開 ○学校関係者評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組についての説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけ ・参観日 等 		<ul style="list-style-type: none"> ○講演会への保護者の参加呼びかけ ○学校関係者評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本 	<ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけ ・参観日 等

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強が身に入っていないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやろうとしない。（*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態であることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとしめない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。